

# 新型コロナウイルス関連補助金制度等のご案内

このコーナーでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者が活用できる補助金制度等についてご紹介します。経済活動が元の状態に戻るにはまだまだ時間を要します。必要な施策を効果的に活用し、健全な事業活動にお役立てください。(8月1日時点の情報です)

## 社員の雇用を守るため休業手当を支払う方へ

### 【国】雇用調整助成金

国は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上が減少した事業者が、休業手当を支給して従業員を休ませた場合、その費用の一部を助成しています。「売上高等の生産指標の減少要件緩和」「雇用保険の対象でない労働者も助成対象に算入可能」「解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率の拡大(中小企業の場合、助成率10/10)」「一定条件を満たせば助成率が10/10に拡大」「休業等実施計画届の提出が不要」「助成額の上限引き上げ」などの**特例措置の対応期間が9月30日まで延長となりました**。また、小規模事業者の申請手続きが大幅に簡略化されております。

(お問合せ先)雇用調整助成金等相談コールセンター 0120-60-3999(受付時間9:00~21:00、土日祝も含む)

### 【福井商工会議所】雇用調整助成金 無料相談会

福井商工会議所では、ふくい働き方改革推進支援センターと連携して、毎週水曜日に社会保険労務士による雇用調整助成金の無料相談会を開催しています。

(お問合せ先)福井商工会議所 創業・経営支援課 0776-33-8283

### 【県】雇用調整助成金等利用促進事業補助金

対象事業者	県内に本社を構え、雇用調整助成金等の申請手続きを社会保険労務士に依頼して手数料を支払い、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた中小企業の事業主
対象経費	4月1日以降に社会保険労務士に依頼した雇用調整助成金等の申請費用
支給上限額	10万円を上限に全額補助
お問合せ先	福井県 労働政策課 TEL: 0776-20-0389

## 新たな取組みで販売促進に取り組む方へ

### 【国】小規模事業者持続化補助金

対象事業者	小規模事業者(製造業等で従業員20名以下、商業サービス業で従業員5名以下)
対象経費	小規模事業者が、地域の商工会議所または商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む際の費用
補助上限額	(一般型)50万円 (コロナ特別対応型)100万円 ※一般型は創業特例、特例事業者上乘せ、事業再開枠上乘せあり ※コロナ特別対応型は特例事業者上乘せ、事業再開枠上乘せあり
補助率	2/3(コロナ特別対応型の類型B・Cの場合は3/4)
公募締切	(一般型、コロナ特別対応型)2020年10月2日(金)
お問合せ先	福井商工会議所 創業・経営支援課 TEL: 0776-33-8283

## 売上減少で月々の支払いにお困りの方へ

### 【県】新型コロナウイルス感染症対応資金

(条件により3年間無利子) 8/1 現在

融資対象	売上減少5%以上、かつ市町でセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた中小・小規模事業者
融資限度額	4,000万円
返済期間	10年以内(据置5年以内)
貸付利率	1.0%以下(売上減少5%以上)、0.9%以下(売上減少15%以上)
利子補給要件	個人事業主は無条件、法人は売上減少15%以上
保証料	無料(ただし、売上減少5%以上の法人のみ0.425%負担あり)
お問合せ先	最寄りの金融機関、または福井県信用保証協会 TEL: 0776-33-1800

### 【国】持続化給付金

給付対象	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で売上(事業収入)が50%以上減少した月が存在する中小企業者
給付上限金額	法人企業200万円、個人事業主100万円
申請期間	2020年5月1日(金)～2021年1月15日(金)
申請方法	持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請 (ホームページアドレス) <a href="https://jizokuka-kyufu.jp">https://jizokuka-kyufu.jp</a>
提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の確定申告書第一表の控え</li> <li>売上50%減少月の売上がわかるもの</li> <li>給付金の振込先口座の通帳の写し</li> <li>本人確認書類の写し(個人事業主)</li> <li>法人事業概況説明書の控え(法人企業)</li> </ul> <p>※いずれの書類も電子申請時はPDF・JPG・PNGファイルのいずれかで提出する必要があります</p>
注意事項	申請対象が拡充され、これまで申請の対象外だったフリーランスなどの個人事業主や令和2年1月～3月に新規創業した事業者も申請の対象となりました。
お問合せ先	持続化給付金事業コールセンター TEL: 0120-115-570

### 【国】家賃支援給付金

給付対象	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であり、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っており、令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高の合計額が前年同期比で30%以上減少		
給付金額(最大)	法人600万円、個人事業主300万円(半年分)		
申請期限	2021年1月15日(金) ※詳しくは経済産業省の家賃支援給付金ホームページをご覧ください。		
給付率	法人	支払賃料(月額) 75万円以下	給付額(月額) 支払賃料×2/3
		75万円超	50万円+(支払賃料の75万円の超過分×1/3) ※月額100万円が上限
	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
		37.5万円超	25万円+(支払賃料の37.5万円の超過分×1/3) ※月額50万円が上限
お問合せ先	家賃支援給付金コールセンター TEL: 0120-653-930 (受付時間8:30～19:00、土日祝も含む)		